備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　法令の条項については、当該届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。

3　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

6　該当事項のない欄は、省略すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第三　核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（電磁的方法による保存） **第七条の二**　法第二十一条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。 ［２・３　略］ （報告の徴収） **第十条**　加工事業者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、気体状、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては、毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 ２　［略］ （電磁的記録媒体による手続） **第十七条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第五の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［一・二　略］ 三　第十条第一項の報告書	（電磁的方法による保存） **第七条の二**　法第二十一条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。 ［２・３　同上］ （報告の徴収） **第十条**　加工事業者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては、毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 ２　［同上］ （フレキシブルディスクによる手続） **第十七条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　法令の条項については、当該届出の適用条文名を記載すること。

3　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

［加える。］

5　該当事項のない欄は、省略すること。